

(案)

府政科技第〇〇〇号

平成30年〇月〇日

原子力規制委員会 殿

原子力委員会委員長

株式会社東芝が東芝エネルギーシステムズ株式会社との  
吸収分割を行い、東芝臨界実験装置の施設を一体として  
同社に承継させることに係る分割認可について（答申）

平成30年9月19日付け原規規発第1809196号をもって意見照会のあった  
標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」  
という。）第31条第2項において準用する法第24条第1項第1号に規定する許可の  
基準の適用については、別紙のとおりである。

(別紙)

株式会社東芝が東芝エネルギーシステムズ株式会社との吸収分割を行い、東芝臨  
界実験装置の施設を一体として同社に承継させることに係る分割認可申請書に  
関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第24条第1項第  
1号に規定する許可の基準の適用について

本件申請については、

- ・ 試験研究用等原子炉の使用目的を変更するものではないこと
- ・ 使用済燃料については、当該事業所内燃料室に保管する方針としていること

等の諸点については、その妥当性を確認したこと、加えて我が国では保障措置活動  
を通じて、国内のすべての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論を国際原  
子力機関（IAEA）から得ていること、また、本件に関して得られた全ての情報を  
総合的に検討した結果、当該試験研究用等原子炉が平和の目的以外に利用される  
おそれがないものと認められるとする原子力規制委員会の判断は妥当である。